

動画制作に当たってのルール

草加市 広報課 令和8年

第1条 著作権の帰属

制作されたすべての動画作品（以下「制作物」といいます）の著作権は、納品をもって草加市（以下「市」といいます）に帰属します。

ただし、制作物に含まれるクリエイター自身の既存著作物については、クリエイターが著作権を保持し、市はその利用に必要な範囲でのライセンスを取得するものとします。

第2条 制作物の使用範囲

市は、制作物を以下の目的に使用することができます。

- 草加市公式ウェブサイト、SNS 公式アカウントへの掲載・配信
- 草加市が主催・後援するイベントや展示会での上映・展示
- 市の広報・観光促進を目的とした媒体（印刷物・映像・デジタル等）への転用
- その他、市の公益目的に合致する活動への活用

なお、営利目的での第三者への販売・譲渡は行いません。

第3条 クリエイターによる制作物の取り扱い

- クリエイターは、制作物を第三者に提供・譲渡・販売し、または自ら公開・配信してはなりません。
- 前項にかかわらず、クリエイターは自身のポートフォリオ・制作実績の紹介を目的として、制作物の一部を使用することができます。この場合、草加市の事業において制作した旨を明記してください。

第4条 利益相反・ステルス PR の禁止

クリエイターは、本事業の公正性を守るため、以下の行為を行ってはなりません。

- 第三者（企業・団体・個人を問わず）から報酬・便宜・物品等を受け取り、その意向に沿った内容で制作すること。
- 特定の商品・サービス・事業者の PR を目的として、本事業を利用すること。
- 上記に該当する関係がある場合、または生じた場合は、速やかに市へ申告するものとします。申告なく発覚した場合は、依頼の取り消しまたは謝礼の返還を求められます。

第5条 肖像権・出演同意の責任

- 制作物に人物が映り込む場合、クリエイターは事前に当該人物から撮影・公開に関する同意を得るものとします。
- 肖像権・プライバシー権に関するトラブルが生じた場合、クリエイターが責任をもって対応するものとします。市はその責を負いません。
- 未成年者を撮影する場合は、保護者の同意を必ず取得してください。

第6条 途中辞退・制作中断時の扱い

- 制作開始後にクリエイターが辞退・中断する場合は、速やかに市へ連絡するものとします。

- (2) 納品前に中断した場合、謝礼は発生しません。ただし、市の都合による中断の場合はこの限りではありません。
- (3) 制作途中の素材・データについては、市の指示により適切に処理するものとします。

第7条 個人情報の取り扱い

- (1) 本事業に当たりご提供いただいた個人情報（氏名・住所・連絡先等）は、選考・連絡・報酬支払いの目的にのみ使用します。
- (2) 個人情報は適切に管理し、目的外の利用・第三者への提供は行いません。

第8条 免責・その他

- (1) クリエイターは、制作物が第三者の著作権・肖像権・プライバシー権等を侵害しないことを保証するものとします。
- (2) 制作物に起因して第三者との間に紛争が生じた場合、クリエイターの責による場合はクリエイターが解決の責任を負います。
- (3) 本ルールは、必要に応じて草加市が改定することがあります。改定の際は応募者・受託者に通知します。

問合せ先

草加市 広報課

〒340-8550 埼玉県草加市高砂1丁目1番1号

電話 048(922)0549（平日 午前8時30分～午後5時15分）

ファックス 048(922)3041

メールアドレス koho★city.soka.saitama.jp（送信時は★を@に置き換えてください）